

東村山市教育委員会 殿

学校名 東村山市立八坂小学校  
校長名 西田 智 男 公印

令和7年度教育課程について（届）

このことについて、東村山市立学校の管理運営に関する規則に基づき、下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人と社会、自然等と協調しながら進んで実行する子供を育てるため、次の目標を設定する。

- 健康な子 … 健康と体力づくりに努め、最後までやりとおす子
- ◎ 心豊かな子 … 自己を見つめ、自他を尊重し、思いやりの心をもつ子
- よく考える子 … 自ら学び、よく考え、主体的に判断し行動できる子

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

- ・「チーム八坂」として教職員が一丸となり、「学校は子供のためにある」を基本理念として、子供が夢や希望をもてるような教育活動を展開する。また、SDGs（持続可能な開発目標）達成の担い手を育み「誰ひとり取り残さない教育」を目標に、学校教育全体を通してその充実を図る。

ア 健康な子

- ① 運動の日常化を図るために、運動が「しやすい」「したい」「できる」環境を整える。
- ② 学校と家庭での指導の充実により、健康を保持・増進する。

イ 心豊かな子

- ① 道徳教育の充実を図り、道徳的な判断力、心情、実践意欲及び態度を育てる。
- ② 互いに認め合い支え合うことのできる関わり合いを通して、社会性及び自己有用感を高める。

ウ よく考える子

- ① 問題解決型・探究型の授業、主体的・対話的で深い学びの実践、指導と評価の一体化、ICTを活用した授業の充実を視点として授業改善を図り、確かな学力を身に付けられるようにする。
- ② 研究・研修を通して授業力を向上させ、魅力あふれる授業づくりを行う。

エ 特色ある教育活動

- ① すべての児童がよさを伸ばし、可能性を広げることができるよう、特別支援教育を推進する。
- ② 地域や家庭とのつながりを大切にし、積極的に地域人材を活用したキャリア教育を推進する。
- ③ 異年齢集団による交流を充実させ、人間関係を築き、自治的な力を育成する。

## 2 指導の重点

## (1) 各教科、特別の教科 道徳、外国語・外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動

- 年間指導計画や週ごとの指導計画に基づいて意図的・計画的な指導を行うとともに、指導と評価の一体化の観点から評価計画の見直し、改善を図り適切な評価を行う。また、年1回実施の児童による授業評価や「全国学力学習状況調査」を活かした授業改善を適宜行いPDCAサイクルが円滑に機能するようにする。
- 主体的・対話的で深い学びが実現する教育活動を推進し、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を身に付けられるようにする。
- 各教科における年間指導計画にICT機器の活用を位置付け推進体制を強化する。

## ア 各教科

- 「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善に向け、「ICTを活用した各教科等年間指導計画」や「#東村山ICT学習モデル」を参考に、児童一人1台端末を日常的に活用するとともに、必要に応じてオンライン授業を行い、個別最適な学びを保証する。  
 (ウー①)【SDGsの推進 質の高い教育環境をみんなに】
- 基礎的・基本的な学習内容の習得を図るとともに、継続的及び補充的な指導や発展的な指導など、個別最適な学びと協同的な学びの一体的な充実を図る。そのために、指導形態や教材、課題の工夫・改善を行う。また、「全国学力学習状況調査」の結果を踏まえ、「習熟度別指導ガイドライン」に則り、「東京ベーシック・ドリル」、「東村山市版算数基礎ドリル」、「東村山市版国語基礎ドリル」「タブドリLIVE」の有効活用を図る。(ウー①)【学力向上】
- #東村山ICT学習モデルを各教科の年間指導計画に位置付け実践する。また、オンライン授業やさらなる積極的な活用のため、情報モラル、リテラシーを育て、情報教育の充実を図る。(ウー①②)
- 「話すこと・聞くこと」「書くこと」(YSK方式)「読むこと」について、学校図書館専任司書と連携を図り、学校図書館を積極的に活用しながら言語活動が効果的に行われるように指導を工夫する。伝え合う力、思考力や想像力及び言語感覚を養う。(ウー①)
- 第5学年及び第6学年において交換授業等の体制を組み、一部教科担任制を実施する。(ウー①②)
- 東村山チャレンジスポーツ事業の方針を受け、運動の特性に触れる楽しさを味わえる授業づくりを行う。また、児童が運動したくなる環境を整えるとともに、体育的活動「ハッピータイム」を行い運動の日常化と習慣化及び、運動量の確保を図る。(アー①・ウー②)【健康・体力づくり】
- オリンピック・パラリンピック教育の成果に基づき、5つの資質の育成を図るとともに、「学校2020レガシー」として培われてきたことを継続する。また、体力テストの結果の傾向を踏まえ「一校一取組」のさらなる充実を行うとともに、児童自らが目標をもって行動し、ベストを目指す意欲と態度を培って、体力向上に努めるようにする。さらに、地域・外部の人材の一層の活用を推進し、家庭・地域との連携を深め指導の充実を図る。(アー②・イー②)
- 教科の中から食につながる単元を選び、生涯にわたって健康で安全な生活を送る食育の充実を図る。栄養士と連携した食育の授業を年間1回程度行う。(アー②)【SDGsの推進 飢餓をゼロに】
- 自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動することができる消費者や納税者としての基本的資質・能力の向上及び実践的な態度の育成を図るため社会科、家庭科などの教科における学習を中心に消費者教育や租税教育の充実を図る。(エー②)【SDGsの推進 働き方も経済成長も】
- OJTとOff-JTの一環として、教員一人一人が自己の課題にあった、各種の研修や指導教諭の模範授業の参観等を積極的に活用させる。また、学んだことを校内研修において往還を図る。

## イ 特別の教科 道徳

- 昨年の国語の校内研究の成果を生かし、「考え、議論する道徳」の授業の実践を目指す。各学年授業実践を通し、児童が自分の意見を発表する場面を設定し、様々な価値観に気付く授業改善をする。また、道徳教材の効果的な活用やさらなる教材の工夫をし、授業の質の向上を目指す。(ウー②) 【健全育成】
- 道徳的価値を自覚し、自己の生き方についての考えを深め、様々な場面や状況において道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践できる力を育む。また、いじめなどの心の問題に対応した問題解決的な学習や道徳的行為に関する体験的な学習等を積極的に取り入れる。(イー①②)
- 道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力した全教育活動における道徳教育のさらなる推進、継続的な評価を基にした授業改善、道徳授業地区公開講座等の授業公開を通して、家庭や地域社会との連携を深め家庭や地域における教育力の向上を図る。(イー①)

## ウ 外国語・外国語活動

- 外国語によるコミュニケーションの中で、物事を捉える視点や考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成することを重視する。またALT等の外部人材を活用し、国際理解を深める。(ウー①・エー②)
- ALTとの交流や体験的な活動を通じて、言語や文化について理解を深められるよう、「外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませること」、「身近で簡単なことについて聞いたり話したりすること」、「外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養うこと」を重視する。(イー②)

## エ 総合的な学習の時間

- 探究型の学習を通して、知識や技能、学び方を身に付けたりものの見方や考え方を働かせたりできるようにし、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育む。体験的な学習活動や協働的学習においては、見通しを立てたり、学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れる。(ウー①)
- 実社会や実生活との関わりで見いだされる児童の身近な問題を多面的・多角的に捉え、考えさせることによって、環境や福祉・健康、防災など現代的な諸課題へのアプローチに結び付ける。教科横断的な視点で学習を進めるための手だてや体制づくりを工夫する。(ウー①)
- 地域コーディネーター及び地域の協働活動推進担当教員を活用し、学習活動のねらいを踏まえた地域の人材や施設、出前授業、自然環境を活用した体験的な活動をオンラインの活用含めて積極的に取り入れ、地域に根ざした総合的な学習の時間の創造を図る。SDGsパートナーである地域のNPOを講師として招聘し、各学年の栽培活動を充実するとともに、食につながる活動を生活単元と総合的な学習の中に位置づける。地域の方々の教育力を学校に取り入れる。(ウー①) 【地域とともにある学校づくり】

## オ 特別活動

- 自治的な活動を通して人間関係を築く力や協力して取り組む態度を育てる。(イー②、エー③)
- タブレット型端末を効果的に活用した活動を含めた集団活動や体験的な活動を通して、活動を言葉でまとめたり、発表し合ったりして、キャリア形成につなげ、自己の生き方についての考えを深め、自己の実現を図ろうとする態度を育てる。(イー①②、エー③) 【SDGsの推進 働き方も経済成長も】
- 児童の発達段階に応じて、学級内の係活動や当番活動、委員会活動等を計画的に行うとともに、集団宿泊活動においても責任感や達成感、所属意識を養う。(イー②)

## (2) いのちとこころの教育

- 人権教育全体計画や年間指導計画に基づき、「いのちとこころの教育週間」の取組を通して、保護者・地域・関係諸機関との連携を積極的に進め、児童の自立を見守り助けながら共に育てる体制の構築に努める。(イー①)【地域とともにある学校づくり】
- 校内適応支援員の活用等、安心できる空間の中で、人や社会、自然との関わりを通して豊かな感性を育み、生命の尊さに気付けるようにする。基本的な生活習慣の形成、教員との信頼関係や友達との関わりなどの基盤を整える。(イー①②)
- 救急救命講習を通して、救命救急の知識や技能を体験的に学び、いのちについて考える教育の充実を図る。(イー②)
- 国立療養所多磨全生園や国立ハンセン病資料館を訪問し、積極的な活用を図りながら充実した学習活動を行い、歴史的背景を踏まえた上で、偏見や差別、人権のもつ意味について考えられるようにする。(イー①②)
- 「生命(いのち)の安全教育」の年間指導計画を活用し、全学年で系統的に性教育を行う。また、がん教育においては予防に有効な手段を学び正しい生活習慣を身に付けることを目指す。(アー②)

## (3) 生活指導

- 不登校の解消に総力を挙げて組織的に取り組む。(イー②)【健全育成】
  - ・未然防止に重点を置き、不登校となりそうな兆候を把握した段階からの対応を重視する。
  - ・不登校児童一人ひとりの特性や家庭環境を鑑み、登校渋りの原因を明らかにし、事態の改善を図るための支援の方向性と具体策を教職員が保護者と共有し、組織的・継続的な対応を行う。登校支援員による家庭訪問や登校支援、校内適応支援員による個別支援も積極的に活用する。
  - ・不登校児童の個人支援票等を活用して指導に生かしていくとともに、「東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアル」「児童を支援するためのガイドブック～不登校への適切な対応に向けて」等を活用し、本人並びに家庭への支援を適切に行う。
  - ・スクールカウンセラーを含めた教育相談体制を整え、職員間で問題共有を図りながら不登校の問題の解決にあたる。長期化が見込まれるケースについてはスクールソーシャルワーカーや教育相談室、子ども家庭支援センター、医療機関等とも連携を図り学校サポートチームを活用して継続的に対応にあたる。
  - ・登校できない児童に対しては、一人1台端末等を活用し、課題の提示やオンライン授業配信などを行い、学習支援や進路指導に努める。また、東村山市立学校における不登校児童・生徒の出席に関する取扱いのガイドラインに準じ、ICTを活用した自宅での学習指導等も必要に応じて取り入れる。(ウー①)
- 「いじめ防止基本方針」や「東村山市立学校における『いじめ発見から解決までの基本的な対応の流れ』」に基づき、いじめの未然防止、問題把握、問題解決に当たる。(イー②)
  - ・学校いじめ対策委員会を組織とし、いじめが把握された場合、解決のための方向性を明確にして、早期に対応を進める。
  - ・全校児童に対し友達の心や体を傷付けることは許されないとの指導を徹底し、全児童への「いじめアンケート」を実施するとともに、児童の状況に関する教員間の情報共有を行う。また、児童がいじめについて思ったことや考えたことを標語で表現し、いじめの未然防止に向けた児童の意識啓発を図る。
- 保護者や関係諸機関との連携を図り、児童の健全育成について学び合う雰囲気醸成を図る。(アー②・イー②)
  - ・家庭教育の手引き書を活用し、基本的な生活習慣や学習習慣の確立、規範意識の醸成、児童の安全確保に努める。併せて「SNS東京ルール」や「GIGAワークブックとうきょう」等を活用し、SNSの適切な利用に関する意識啓発を行う。児童の実態に応じ、内容を工夫して情報モラル教育を推進する。(イー②)
  - ・家庭・地域・関係諸機関との協力体制を生かし、児童の健全育成に関する取組として、挨拶運動や言葉遣いに関する指導の徹底を図る。(イー②)

- 副籍交流や保育園幼稚園、中学校との交流や引きつぎなどを通して異校種との連携を図る。また学校行事や学校公開、日常の相互連絡を通して、学校での児童の様子を伝え、連携した指導を行う。(ア-②、エ-②)
- 食物アレルギー対応について、全教職員で確認しながら共通理解を図る。また、保護者には、就学時健康診断、保護者会等で、学校におけるアレルギー対応及び学校給食における食物アレルギー対応の内容の理解を図り、「学校生活管理指導表」をもとにした除去対応を行う。(ア-②)
- 風水害及びJアラートを含めた危機に対し適切な行動が取れるよう、安全指導、防災教育を見直し、防災ノートを活用した指導を行う。セーフティ教室や薬物乱用防止教室等とともに、SOSの出し方に関する教育についても、その充実を図る。また、大規模災害が発生した際に地域の一員として行動できる子供を育成するために東村山防災の日を中心に「八坂防災キッズ」の活動を位置付け、避難所運営連絡会や防犯防災課、及び関係諸機関と連携を図る。(ア-②、エ-②)【地域とともにある学校づくり】
- 自殺予防に関しては、「SOSの出し方」に係る授業を行うとともに身近に相談できる大人がいることを啓発していく。(イ-②)

#### (4) キャリア教育・シチズンシップ教育

- 発達段階に応じて主体的に挑戦して困難な課題を乗り越え、努力することの意義を実感的に理解できるようにする。(イ-②)
- 集団の一員としての自覚を高めるとともに、友達と自分の違いを理解し、互いに協力し合い、自他共に認め合い、より良い生活を築こうとする態度を育てる。(イ-②)
- 職場体験や職業インタビューなど地域における様々な方々との交流を通して、公共性・社会性の基礎を育む。(イ-②、エ-②)【SDGsの推進 働き方も経済成長も】
- 異校種の学校との円滑な接続を図るために、児童のキャリア発達に関する情報を的確に把握し中学校への引き継ぎを確実に進行。(イ-②、エ-②)
- 入学した児童が、就学前教育の学びを基礎として主体的に自己を発揮し、新しい学校生活に円滑に移行していくために、スタートカリキュラムを作成し、活用する。(イ-②)
- 各教科の学習内容と関連付けたキャリアパスポートを作成し、将来の生き方を考えることにつながる活動を記録、蓄積し、学校で学んだことを振り返る機会を継続的に設ける。それを学校、家庭等における学習や生活の見通しのために活用し、新たな学習や生活の意欲とともに自己のキャリア形成につなげられるようにする。(イ-②、エ-②)
- 主権者としての意識の醸成や消費者教育、租税教育については、社会科、家庭科を中心に実施するとともに、教科横断的な視点に立って市民としての権利や責務などについて学ぶシチズンシップ教育を推進するようにする。(エ-②)

#### (5) 特別支援教育

- 将来の自立と社会参加を実現できるよう児童一人一人の教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育的支援を行う。特別支援学級、特別支援教室、通常の学級間の連携、校内委員会を中心とする組織的取組、関係諸機関との連携を強化する。(エ-①)
- 障害の状態や発達の段階を把握した上、保護者との協力の下、個別指導計画、個別の教育支援計画を作成及び見直しをする。合理的配慮の提供にあたっては、保護者の思いや考えを十分に受け止め合意形成に努める。(エ-①)
- 特別な教育的支援を要する児童が、学級の中で安定した気持ちで活動できるようにするために、発達特性に合わせた指導・支援を工夫する。スクールカウンセラーや巡回指導教員と通常の学級の教員とが児童の状況、指導・支援の方向性について理解し合い、協働によって指導の充実を図る。(エ-①)

○副籍交流・地域交流及び共同学習を推進する。障害の有無にかかわらず、児童が互いの個性を理解し、思いやりの心を言葉や行動によって示すことができるよう指導にあたる。(エー①)

○教室環境を整え、黑板周りの不要な視覚的刺激を減らす。また、単元や単位時間のめあてや流れを明示し、児童が見通しをもって学習に取り組めるようにする。(エー①)

(6) 特色ある教育活動

○レインボー班活動（異年齢集団による交流）(エー③)

・レインボー班における活動を充実させるための話し合い活動や、話し合いで決まったことを協力して実践したりする活動など、自発的、自治的な活動を通して、人間関係を築く力や協力して取り組む態度の育成、自治的な力を育てる。上学年の児童には、リーダーシップや自己有用感、問題解決力を、下学年の児童には、フォロワーシップや上級生に迫ろうと努力する姿勢を養う。

○特別支援学級と通常の学級との連携・協力 (エー①)

・通常の学級の児童及び全教職員に対する特別支援教育への理解と啓発に努めるとともに、特別支援学級が蓄積してきた個別支援の方法等を生かし、個々の児童の発達特性や個性に応じた指導・支援の在り方を工夫する。

・校内委員会において、交流及び共同学習の在り方についての具体的な内容を検討し、実施する。

○SDGsへの理解を深める一環として、①食育の充実、栽培活動の充実を図る。②ICTを活用した質の高い教育や、自分の意見をもって発表できる児童の育成を目指す。③自己の生き方や社会参画について、学習する機会を設ける。(ア②・ウ①・エ②)

○「社会に開かれた教育」の実現に向け、学校運営協議会制度を活用し、学校と地域の協働活動を推進し、令和8年度から実施するコミュニティースクールの土台を固める。

【教育課題への対応】